

# 販売等が認められていない ふぐの有毒部位の流通について

## 連絡先

三重県医療保健部 食品安全課  
食品衛生班 担当：南川、山中、大野  
電話：059-224-2343  
令和3年2月8日（月）17時00分

### 1 概要

令和3年2月8日（月）11時頃、伊勢保健所が伊勢市内の魚介類販売業施設の監視業務を行っている際に、販売等が禁止されている部位（ヒレ）が含まれたふぐ（ヒガンフグ）が販売されていることが判明しました。

伊勢保健所が調査したところ、当該商品は、鳥羽市内の魚介類販売業者が除毒等の加工処理を行い、当該販売店舗に陳列したものであり、陳列した5パックのうち1パックの販売先が特定されていない状況で、加工者が自主回収を行っています。なお、残りの4パックは、販売店が店頭から撤去しております。

ヒガンフグのヒレは、人の健康を損なうおそれがある部位として、食品衛生法により販売等が禁止されており、喫食した場合に、運動麻痺や呼吸困難などの健康被害が発生する可能性があります。

### 2 販売商品の概要等

- 1) 販売品 ヒガンフグ
- 2) 販売数 5パック  
※うち4パックは店頭から撤去済み。
- 3) 販売形態 皮を剥ぎ、身をおろした状態（背・腹・尾ヒレ付き）で、3～4匹をプラスチックトレイに入れ、冷蔵で販売。  
※店頭に残っていた商品の写真は別添のとおりです。
- 4) 販売日時 2月8日（月）9時～11時
- 5) 表示の内容 名称 ヒガンフグ  
原産地 三重県答志島産  
消費期限 令和3年2月9日  
保存方法 冷蔵庫（10℃以下）で保存してください  
加工者 小林茂太郎  
三重県鳥羽市答志町字寺浜408-3

### 3 販売店

所在地 伊勢市二見町松下1335（いせしふたみちょうまつした）  
屋号 民話の駅蘇民（みんわのえきそみん）  
業種 魚介類販売業

### 4 販売店の対応

販売店では、店頭でのポップ表示等により購入者に向けて呼びかけを行っています。

### 5 注意喚起

上記の商品を購入された方は、上記加工者（090-5101-4092）まで、ご連絡ください。

### （参考）

\*ヒガンフグについては、別紙を参考にしてください。